

南島原市(長崎県)

(2006年9月1日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月31日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：57,045人(高齢化率 ⁽²⁾ 26.2%)	面積 ⁽³⁾ ：169.81k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：30人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：597人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.249	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：100.1	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：25,030,627千円		
うち、地方税3,214,891千円、地方交付税9,790,352千円		
合併特例債発行予定額20,700百万円/同限度額33,900百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業26.2%、第二次産業24.2%、第三次産業49.7%		

(出典)(1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。(3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併時の数。(5)：独自資料。(6)(7)：2005年度。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧深江町	8,149人	23.5%	23.44k m ²	14人	70人	0.28	92.4%
旧布津町	5,019人	26.3%	10.51k m ²	14人	63人	0.19	95.4%
旧有家町	9,209人	24.9%	23.34k m ²	16人	79人	0.26	83.8%
旧西有家町	8,756人	26.0%	28.80k m ²	14人	106人	0.25	88.7%
旧北有馬町	4,360人	28.1%	26.13k m ²	12人	70人	0.14	91.9%
旧南有馬町	6,408人	28.2%	23.24k m ²	14人	69人	0.18	92.4%
旧口之津町	6,872人	27.8%	9.98k m ²	14人	70人	0.28	93.3%
旧加津佐町	8,272人	26.6%	24.37k m ²	14人	78人	0.24	93.4%

(出典)(1)(2)：2000年「国勢調査」。(3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<①合併の大きな流れ、②地方分権推進、⑤財政状況>

三位一体改革により、今後、厳しい財政運営が予想され、また全国的な合併の流れを考慮すると行財政基盤の強化を図り、住民サービスの維持、低下を防ぐためにも合併が必要であった。

(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑥新事務所の位置>

<最も重視したことの具体的な内容>

合併に関する情報を可能な限り住民に提供し理解を求めた。また、緩やかな合併を行うため各町に総合支所を置き、本庁機能を分散した。

(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、⑤都道府県関係者>

<合併推進の具体的な活動>

合併協議会会長への就任と県から合併協議会事務局へ派遣。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯

特になし。

(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議

2002年7月1日深江町、布津町、有家町、西有家町は島原地域1市5町合併協議会（島原市、深江町、布津町、有家町、西有家町、有明町）に加入し2003年3月31日解散、北有馬町、加津佐町は2001年10月12日南高南西部合併推進協議会（北有馬町、加津佐町、小浜町、南串山町）に加入し2003年9月4日に解散となった。

(3) 合併関係市町村の従前のつながり

②郡の構成市町村の一部、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部

(4) 合併の端緒

1999年7月、島原半島1市16町で島原半島市町村合併調査検討委員会に設置し、合併を視野に入れ、地域の将来的課題等の分析と調査・研究を行った結果を受けて。

(5) 任意の合併協議会（設置期間：2003年4月1日～2003年11月30日）

構成メンバー	首長、議員各4名、都道府県職員（長崎島原振興局長） 計42名 <1町が1名追加で構成>
--------	--

運営上の工夫	特になし。
--------	-------

(6) 法定協議会（設置期間：2003年9月5日～2006年3月30日）

住民発議等	有（直接請求・住民発議）・無
-------	----------------

構成メンバー	首長、議員各3名、住民各2名、都道府県職員（長崎県島原振興局長） 計49名
--------	--

運営上の工夫	広報誌、ホームページ、CATVを使い住民への情報提供を積極的に進めた。また、建設計画策定にあたっては、住民の意思を十分に反映させるためアンケート調査、民間学識委員をメンバーに入れ小委員会を設置し作成した。
--------	--

(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）

<協議を行ううえでの工夫>

協議に時間を要すると思われる項目については、小委員会を設置し、事前に調整を行った。

<協議開始および決定の時期>

	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)
協議開始：	03年9月	05年1月	03年9月	03年9月	04年2月
合 意：	03年9月	05年1月	04年3月	05年2月	04年2月

<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>

④位置

各町に総合支所を残し、本所を分庁することにした。また、事務所所在地は総合支所ではなく住民センターとし、合併特例債が活用できる期間内に有家町区域に本庁舎を建設し、事務所を置くことを協議会で確認した。

<基本項目①「合併の方式」の決定理由> 同規模の町であり、新たに市制施行を目指すため新設合併とした。		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新設</div> ・ 編入		
<基本項目②「合併の期日」の決定理由> 電算システムの構築、例規整備、事務事業一元化、各種委員会、福祉事務所設置準備などの期間を考慮しながら、旧合併特例法の支援を受けられる期限とした。		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2006年3月31日合併</div>		
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 決定手続：小委員会で数点の候補を選定し、協議会において2段階選抜（予備投票・決選投票）を行った。 選定理由：島原半島の南に位置し、「南」は温暖でリゾート的であり、温かい人情と温暖な土地柄をイメージができ、島原手延べそうめんの産地なので、「島原」が入った方が好ましいこと。また、地理的にわかりやすく、応募数が多かった。		公募 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</div> ・ 無		
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 各町の庁舎に総合支所を残し、本所を分庁することにした。また、合併特例債が活用できる期間内に有家町区域に本庁舎を建設し、事務所を置くことを協議会で確認した。 （新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い） 新市の総合支所とした。		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">既存施設</div> ・ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規建設</div>		
<基本項目⑤「財産の取扱い」> （新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産） 正負ともになし。				
(8) 新市建設計画				
計画の期間：10ヶ年 理由 合併特例法により支援を受けられる期間。				
<策定に当たっての工夫> 住民アンケートの実施、小委員会の設置、住民説明会の開催。				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 構成町の具体的な個別事業の取扱い（建設計画には掲載しなかった）。				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 新市の基本構想、基本計画のマスタープランとしていることから、総体的となっている。				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容> 旧町の総合計画や広域行政圏計画等を踏まえた上で、それらを発展的に継承し、住民の声を反映した新しい視点を盛り込んで策定した。				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006年度	2010年度	2015年度
歳入合計	32,807	29,137	28,069	27,899
地方税	3,333(10.2)	3,392(11.6)	3,583(12.8)	3,533(12.7)
地方交付税	11,766(35.9)	12,805(43.9)	12,327(43.9)	13,099(47.0)
歳出合計	31,904	29,137	28,069	27,899
人件費	5,355(16.8)	5,604(19.2)	5,194(18.5)	4,831(17.3)
(参考:一般職員数)	(605人)	(603人)	(537人)	(479人)
公債費	3,980(12.5)	4,531(15.6)	5,053(18.0)	5,728(20.5)
普通建設事業費	9,274(29.1)	5,539(19.0)	5,078(18.1)	5,062(18.1)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定、変更等は行っていない。都市計画マスタープランの策定を行う予定。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全22号。配布方法：自治会組織経由にて全世帯配布） ・住民説明会の開催（延べ8回開催、延べ710人参加） ・HPの開設（2003年11月開設、月1回定期更新、アクセス数89,650回） ・その他（具体的に：協議会、小委員会をケーブルテレビにて放映、各町広報誌にも掲載） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
<p>(名 称)：口之津町、南有馬町の2町合併の可否を問う住民投票</p> <p>(時 期)：2003年10月12日</p> <p>(対象者)：全有権者</p> <p>(方 法)：投票方式</p>	
(12) 都道府県からの支援	
<p>財政支援：長崎県市町村合併協議会助成交付金</p> <p>単年度：@2,000万円×8町=16,000万円、2004・2005年度の2ヵ年、計32,000万円</p> <p>人的支援：合併協議会事務局へ参事職の派遣（1名）</p> <p>長崎県市町村合併支援特別交付金</p> <p>交付限度額：17億円【5億円（2団体の場合）+2億円×（8団体-2団体）】</p> <p>単年度交付限度額</p> <p>初年度：100分の30 510,000千円、第2年度：100分の25 425,000千円</p> <p>第3年度：100分の20 340,000千円、第4年度：100分の15 255,000千円</p> <p>第5年度：100分の10 170,000千円</p> <p>※単年度の交付残額は次年度以降に加算することができる。</p> <p>交付期間：10ヶ年（2005年度～2014年度）</p>	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	17,905千円
委託内容	建設計画策定業務、事務事業一元化業務、例規策定業務、電算システム導入支援、ホームページ作成更新業務、市章類似調査業務。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有（定数特例（定数 人）・在任特例（在任期間 年 ヶ月））・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
その理由	小委員会を設置し、協議を行い当初は在任特例を適用することになったが、合併期日の延期もあり、再度小委員会に再付託され、「在任特例をとったところは、いろいろな問題がおきている」「合併日の前日に失職し、市長選挙との同時選挙を望む」「議員自らが自浄能力を発揮するべき」との意見があり、小委員会、協議会において全会一致で在任特例を適用しないことが確認された。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2006年7月31日まで特例措置を適用）・無

その理由	農業委員会が設置されない空白期間が生じ、農地法等の法令事務を始め、証明事務や全体業務が滞ることがないように、選挙による委員の在任特例を適用した。選挙による委員の数が80人以下となるよう、8町の農業委員会委員の互選により在任するものを決める。	
(3) 三役		
旧深江町	町長、助役、収入役は退職。	
旧布津町	町長、助役は退職、収入役は不在。	
旧有家町	町長、助役は退職、収入役は不在。	
旧西有家町	町長、助役、収入役は退職。	
旧北有馬町	町長、助役は退職、収入役は不在。	
旧南有馬町	町長、助役、収入役は退職。	
旧口之津町	町長、助役、収入役は退職。	
旧加津佐町	町長、助役、収入役は退職。	
(4) 一般職		
定員管理	＜新規採用の抑制＞退職者の3分の1採用。	
給与の調整	＜給料表の統一＞現業職については、国の行政職俸給表（二）に統一した。 ＜給与の再調整・再計算＞現在作業中。 ＜従来から同一の給与表を使用しており調整不要＞	
役職の調整	組織上、部長制をとって合併前の課長職以上の者を管理職に任命した。 (溢れた者は「主幹」とした)	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧有家町	合併前に1支所が設置されていたが、合併後出張所として引き続き設置している。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	総合支所を設置することにより、旧行政組織がほとんど残り住民の意見を十分に市の行政へ反映できるため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
特になし。		
(9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
上水道料金	2011年4月以内に調整し実施する。	
下水道料金	合併後に調整する。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	各種手数料(指定工事事業者申請、設計審査、竣工検査など)は合併までに統一した。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：合併の翌年度に統一する方向で調整する）		
賦課徴収方法	(賦課)全町保険税 4方式 (納期)4期:4町、5期:1町 6期:3町	(賦課) 保険税 4方式 (納期) 6期

所得割	旧深江町： 8.40% 旧布津町： 9.00% 旧有家町： 7.50% 旧西有家町：8.50% 旧北有馬町：7.30% 旧南有馬町：5.30% 旧口之津町：7.00% 旧加津佐町：6.80%	2006年4月1日から8.8%に統一。 (合併時に暫定で条例制定、6月定例議 会で8.4%に変更)
資産割	旧深江町： 40.00% 旧布津町： 45.00% 旧有家町： 35.00% 旧西有家町：40.00% 旧北有馬町：50.00% 旧南有馬町：35.00% 旧口之津町：42.00% 旧加津佐町：35.00%	2006年4月1日から40.0%に統一。 (合併時に暫定で条例制定、6月定例議 会で38.0%に変更)
均等割	旧深江町： 26,000円 旧布津町： 27,000円 旧有家町： 22,500円 旧西有家町：27,000円 旧北有馬町：24,000円 旧南有馬町：22,000円 旧口之津町：22,000円 旧加津佐町：21,000円	2006年4月1日から27,000円に統一。 (合併時に暫定で条例制定、6月定例議 会で24,000円に変更)
平等割	旧深江町： 30,000円 旧布津町： 34,000円 旧有家町： 30,000円 旧西有家町：37,000円 旧北有馬町：36,000円 旧南有馬町：28,000円 旧口之津町：26,000円 旧加津佐町：24,000円	2006年4月1日から34,000円に統一。 (合併時に暫定で条例制定、6月定例議 会で31,000円に変更)
(12) 介護保険事業 (調整方針：従来から同一金額のため調整不要(組合等事業))		
第1号被保険者の 月額基準保険料	8町 4,050円 (2006年度 64,600円/年額)	8町とも広域市町村圏組合で共同実施 しているため、現行のとおりとする。
(13) 電算システムの取扱い (既存のシステムを並存させた)		
整備方法	住民情報関連システムについては、従来からの広域市町村圏組合シ ステムを利用し、内部事務システム (人事給与、起債償還、財務会計、グ ループウェアなど) については、合併時より新システムを導入した。ネ ットワークについてはCATVより専用回線借り受け構築した。	

(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	有・無
変更した場合、その内容と理由	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：4,303百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
(3) 合併による効果	
<p><①住民の利便性の向上> 旧町の庁舎が総合支所となり、どこの総合支所や出張所でも住民票や戸籍の発行、各種行政手続き等ができるようになった。また、他町の各種公共施設も平等に使用できるようになった。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開> 各町の資源等を結びつけることにより、新しい地域戦略に取り組むことが可能となった。</p>	
<p><⑤行財政の効率化> 管理部門等の統合による職員の削減、三役、議員、各種委員などの減少による経費削減を図る。公共施設の統合整備、既存施設の有効活用を行うことにより、効率的な行財政運営、財政基盤の強化を図れる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><①役場が遠くなり不便になる> 旧役場を総合支所として、合併前の住民サービスのほとんどを対応できるような体制にした。</p>	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する> 総合支所方式を採用し、本所を分庁したことにより、中心部、周辺部の住民意識を和らげた。</p>	
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる> 地元からの声を反映するため、総合支所長にある程度の権限を与える体制とした。</p>	
(5) 残された課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・行財政の効率化、健全財政の確保 ・新庁舎の建設の是非 	